

新居浜工業高等専門学校専攻科修了判定会議規則

平成20年6月10日規則第5号

(設置)

第1条 新居浜工業高等専門学校に新居浜工業高等専門学校専攻科修了判定会議（以下「会議」という。）を置く。

(審議事項)

第2条 会議は、次の各号に掲げる事項について審議する。

(1) 専攻科学生の修了判定に関する事項

(組織)

第3条 会議は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

(1) 校長

(2) 専攻科長、専攻主任、各学科主任、一般教養科主任、数理科主任、事務部長、学生課長

(会議)

第4条 会議に議長を置き、専攻科長をもって充てる。

2 会議は、議長が招集する。

3 議長に事故あるときは、議長があらかじめ指名した委員がその職務を代行する。

(議事)

第5条 会議は、委員の全員が出席しなければ議事を開くことができない。ただし、やむを得ない事由により出席できないときは、その旨議長に申し出て、代理者を会議に出席させるものとする。

(委員以外の者の出席)

第6条 議長が必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(事務)

第7条 会議に関する事務は、学生課において処理する。

(雑則)

第8条 この規則の定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この規則は、平成20年6月10日から施行する。